

## 平成23年分所得の申告相談が始まります

2月15日(水)から3月15日(木)まで、市役所および各支所で平成23年分所得の申告相談を行います。確定申告が必要な人は、書類作成等の準備をお願いします。また、収入のない人についても申告を行わないと、さまざまな申請の際に支障をきたします。申告日程および会場については、広報みとよ2月号と一緒にお知らせします。

▼問い合わせ 税務課 ☎73・3006

### 確定申告が必要な人

#### 一般

- 農業・商業・工業・漁業など事業を営んでいる人
- 公的年金に係る雑所得がある人(法改正により申告不要となる場合あり。詳細は12月号をご覧ください)
- 地代や家賃収入・不動産や株式売却などの所得がある人
- 生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人
- 平成23年中に家屋を住宅借入金等で新築・購入・増改築等をして住宅借入金等特別控除を受ける人など

### 給与所得者

- 給与所得者のほとんどが、年末調整で所得税の精算をしているので、確定申告をする必要はありませんが、次の人は確定申告をする必要があります。
- 給与の収入金額が2000万円を超える場合
- 給与を1カ所から受けており、それ以外の所得が20万円を超える場合
- 給与を2カ所以上から受けており、

### 確定申告により 税の還付を受けられる人

次の項目に該当する人は、確定申告により源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 災害や盗難などにより、住宅や家財などの資産に受けた損害について雑損控除を受ける場合
- 病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 平成22年以前に、家屋を住宅借入金等で新築・購入・増改築等をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合(年末調整をしていない人)
- 地方公共団体などの特定団体へ寄付をして寄付金控除を受ける場合
- 退職して年末調整をしていない場合

### 申告に必要なもの

- 所得金額がわかるもの
- 給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票・報酬等の支払調書(原本)

- 収支内訳書
- 事業所得(営業・農業・不動産)のある人は、収支内訳書が必要です。
- 配当証明書・個人年金の支払調書・保険満期等の一時金の支払調書・不動産の譲り受けの対価の支払調書など、それぞれの所得に対応した証明書類が必要です。

### 所得控除金額などがわかるもの

- 生命保険料・損害保険料・個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書
- 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明書
- 税務署で申告される人は支払証明書が必要となりますので、税務課および各支所で申請してください(市の申告相談へ来られる場合は不要)。
- 医療費の領収書
- 医療費の合計額から、保険会社等からの補填金額を差し引いた金額を計算しておいてください。
- 住宅借入金等特別控除関係書類
- 住宅借入金等特別控除を申請される場合には、関係書類(売買契約書・登記事項証明書・年末残高証明書・住民票等)を「持参ください」。
- 身体障害者手帳等
- 障害者控除を申請される人は、申告の際に身体障害者手帳などの手帳の提示が必要です。また、要介護4・5の認定を受けている人は、介護保険課および各支所で発行される「認定証明書」を申告の際に提出してください。

### その他申告に必要なもの

- 印鑑・本人名義の金融機関の口座が分かるもの(所得税を納める人は通帳の届出印鑑も必要)
- ※プライバシー保護の観点から、原則として申告に来られた人のみの相談となりますが、ご家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料(源泉徴収票等)を「持参ください」。

### 農家の皆さんへ

農業所得については、各自で通帳や帳簿、出荷先(農協・市場等)で調べた農産物ごとの収入金額、科目ごとの経費金額により「収支内訳書」を作成し、申告相談にご持参ください。また、昨年中に農業用機械を購入した場合は、その領収書等も併せてご持参ください。

### 税務署からのお知らせ

医療費控除や住宅借入金等特別控除などで、所得税の還付を受けられる人は、1月4日(水)から観音寺税務署で確定申告の受け付けを行っています。また、税務署ではパソコンを使った電子申告(e-Tax)を行っており、還付手続きが3週間程度に短縮されます。以前、税務署で電子申告された人は「重要書類在中」と記載された封筒をご持参ください。

▼問い合わせ  
観音寺税務署 ☎25・2191

# 新成人の皆さんおめでとうございます 20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。(20歳前に就職し厚生年金等に加入している人は、加入手続きは不要です。)

なお、学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人の場合は「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、市民課または各支所で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象	20歳以上60歳未満の自営業の人、農林漁業の人、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】15,020円(平成23年度)	厚生年金保険料率 16.412%(平成23年9月現在) 労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料負担を要しない。配偶者の加入している年金の保険者が負担
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については、平成21年4月1日より、それまでの1/3から1/2へ引上げられました		

### ■国民年金の給付は3種類の基礎年金があります

#### 老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます

#### 障害基礎年金

病気やケガで障がいの状態になった人が受けられます

#### 遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます

### ■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005 善通寺年金事務所 ☎0877-62-1660

### 年金相談を開設します

全国社会保険労務士会連合会「街角の年金相談センター高松(オフィス)」では、年金相談所を開設します。相談料は無料で手続きもできます。

相談日 1月26日(木) 市役所西館 第3会議室

時間 午前10時～午後3時

相談員 社会保険労務士

持参物 年金手帳・年金証書・振込通知書などのほか本人確認ができるもの

代理人の場合は委任状と本人確認ができるもの  
※電話での年金相談は受け付けていません。

▶問い合わせ  
街角の年金相談センター高松オフィス ☎087-811-6020

### 国民年金基金相談を開設します

香川県国民年金基金では、国民年金全般についての年金相談所を開設します。

相談日 1月30日(月) 市役所3階301会議室  
1月31日(火) 詫間福祉センター1階第1会議室

時間 午前10時～午後4時

相談員 香川県国民年金基金職員

▶問い合わせ  
香川県国民年金基金 ☎0120-65-4192